

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日)

目 次

◇規 則 森林組合検査規則 (林務課)

行政書士法施行細則の一部を改正する規則 (市町村振興課)
鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (労政能力開発課)
鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則 (シ)
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅課)

公布された規則のあらまし

◇森林組合検査規則

- 一 森林組合法に基づき知事が行う森林組合及び森林組合連合会の業務又は会計の状況の検査の実施に必要な事項を定めることとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇行政書士法施行細則の一部を改正する規則

- 一 行政書士試験の試験科目のうち「一般常識」の名称を「一般教養」に変更することとした。(第四条関係)
- 二 行政書士試験の受験願書の添付書類から履歴書を除くこととした。(第二条様式第四号関係)
- 三 その他所要の規定の整備をすることとした。
- 四 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

- 一 基本手当の日額を次のとおり引き上げることとした。(第四条関係)

区 分	金 額	
	現 行	改 正 後
二十歳以上 鳥取市の地域に居住する者	三、七五〇円	三、七八〇円
鳥取市の地域外に居住する者	三、三六〇円	三、三九〇円
二十歳未満の者	三、三六〇円	三、三九〇円

- 二 訓練手当の支給対象者から公共職業安定所において失業対策事業に紹介される失業者として取り扱われている者を削除することとした。(第三条関係)
- 三 一 この規則は、公布の日から施行し、一は平成八年四月一日から適用することとした。
- 二 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

- 一 職業訓練受講資金の月額を一万九千円(現行 一万八千五百円)に引き上げることとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 建替えを実施した県営住宅の家賃を次のとおり定めることとした。

団地名	種 別	住 戸 番 号	戸数	一月の家賃額
宝木団地	第二種県 営住宅	一 一 号 から 一 四 号 ま で の 住 宅	四	二〇、〇〇〇円

二 この規則は、平成八年八月一日から施行することとした。

規 則

森林組合検査規則をここに公布する。

平成八年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十一号

森林組合検査規則

(趣旨)

第一条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第百十一条の規定により森林組合及び森林組合連合会(以下「組合」と総称する。)に対して知事が行う検査(以下「検査」という。)は、法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(検査の目的)

第二条 検査は、組合をして法令、法令に基づいてする知事の処分、定款、規約、信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程及び共同施業規程(以下「法令等」という。)を遵守させ、組合の財産の管理及び業務の処理を適正ならしめ、組合員又は会員の利

益を保全するとともに、組合の健全な発展を図ることを目的とする。

(検査の実施)

第三条 検査は、知事が指名した事務吏員又は技術吏員(以下「検査吏員」という。)が行うものとする。ただし、検査吏員でない者を検査吏員の補助員としてその検査に従事させることがある。

(検査の要領)

第四条 検査は、別に定める森林組合検査要領に従い、組合の業務及び会計につき物件、帳簿、伝票、証ひょう書類その他の業務記録等を調査し、法令等に違反する事項の有無、財産の確認及び業務執行の適否を明らかにするものとする。

(検査基準日及び検査の範囲)

第五条 検査基準日は、検査に着手した日の前日とする。ただし、検査に着手した日の前日に残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手した日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

2 検査は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日まで
の組合の業務及び会計の状況について行う。ただし、特に必要があると認められた場合には、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始日前及び検査基準日後の組合の業務及び会計の状況についても検査を行うことができる。

(検査の場所)

第六条 検査は、組合の事務所、事業場その他組合の業務に係る場所において行う。ただし、必要があるときは、これらの場所以外において検査を行うことができる。

(無通告検査の原則)

第七条 検査は、あらかじめ通告しないうで行う。ただし、知事が特に指示した場合は、この限りでない。

(証拠の携帯提示)

第八条 検査吏員は、検査を行うときは、その身分を示す証拠(別記様式)を携帯し、かつ、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(検査の執行)

第九条 検査の執行は、組合の業務に支障のないように留意し、組合の執務時間内に行う。ただし、必要があり、理事又は清算人（以下「理事」という。）その他の責任者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（検査の立会い）

第十条 検査は、原則として理事その他の責任者一人以上の立会いの下に行わなければならない。

2 検査に当たっては、幹事の立会いを求めらなければならない。

（組合員等との照査）

第十一条 検査吏員は、検査に当たって、特に必要があると認める場合は、組合員、当該森林組合が会員となっている森林組合連合会その他の取引先、退職した役員又はその他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は関係資料の提出を求めることができる。（検査の取りやめ等）

第十二条 検査吏員は、次の各号の一に該当するときは、検査を取りやめ、又は中止することができる。

一 第十条第一項に掲げる者を立ち会わせることができないとき。

二 検査すべき帳簿書類の大部分が検査の場所に現存せず、かつ、速やかにこれを備えさせることができないとき。

三 検査すべき帳簿書類の記載が著しく不備のため、業務及び会計の状況等を知ることができないとき。

四 その他重大な事故のため検査の実施が困難であると認めるとき。

2 前項の場合において、検査を取りやめ、又は中止しようとするときは、検査吏員は、直ちに知事にその旨を報告して、その指揮を受けなければならない。

（品位の保持）

第十三条 検査吏員は、検査に当たっては常に品位を保持し、検査に対する信頼を高めるように努めなければならない。

（検査講評）

第十四条 検査吏員は、検査を終了したときは、知事が特に指示する場合のほか、常例

として、理事及び幹事の参集を求めて、検査によって明らかになった事項について講評を行わなければならない。

（検査後の措置）

第十五条 検査吏員は、検査終了後速やかに次の書類をもって検査報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

一 検査概要表

二 検査結果一覧表

三 検査書案

四 その他参考書類

2 前項の場合において、知事は、法令等の違反又は組合の運営上是正若しくは改善の必要があると認めた事項について、速やかに当該組合に検査書を交付し、是正又は改善を求めるものとする。

3 前項の場合において、知事は、当該組合から、検査書で是正又は改善を求めた事項についての見解又は措置若しくは方針について、理事会において協議させた上、期限を定めて理事会議事録及び監事の意見書を添付した回答書を提出させるものとする。（事後確認検査）

第十六条 知事は、前条第二項の規定により是正又は改善を求めた事項の履行を確保するために必要と認めるときは、第十四条の規定による検査講評後六か月以内に検査を行うものとする。

（秘密の保持）

第十七条 検査吏員及び補助員は、検査の執行に当たって知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式 (第8条関係)

(表)

8.5cm

森 林 組 合 検 査 吏 員 証

第 号

職 氏 名 年 月 日 生

年 月 日

鳥 取 県 知 事 氏 名 印

写 真

上記の者は森林組合法第111条による検査吏員であることを証する。

(裏)

根 拠 条 文 (抜すい)

森林組合法
(業務又は会計状況の検査)

第111条 組合員又は役員が総組合員又は総会員の10分の1以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあると認めるときは、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

3 行政庁は、共済事業を行う森林組合又は第101条第1項第13号に掲げる事業を行う連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、何時でも、当該森林組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 行政庁は、出資組合又は出資連合会の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として検査をしなければならない。

森林組合検査規則
(証拠の携帯提示)

第8条 検査吏員は、検査を行うときは、その身分を示す証拠 (別記様式) を携帯し、かつ、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年七月十一日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

鳥 取 県 規 則 第 五 十 二 号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則 (昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号) の一部を次のように改正する。

第三条中「履歴書」を削り、「写した上半身名刺型の」を「無帽で正面から上半身を撮影した、縦五・〇センチメートル、横四・〇センチメートルのもので、その裏面に氏名を記入した」に改める。

第四条第二項第二号中「一般常識」を「一般教養」に改める。

第十条中「第十六条」を「第十五条」に改める。

様式第一号及び様式第三号中「殿」を「様」に改め、「□□□□」を削り、

「年年月日 年 月 日生」を「生年月日 年 月 日生」に改め、
「年年月日 年 月 日生」を「電話 局 番」に改め、

様式録印表中「殿」や「様」を「様」に改め、「□□□□」を削り、

「1 履歴書

2 受験資格を有することを証明する書面 様式

3 写真 (出願前1年以内に写した上半身名刺型のもの) 様式

「1 受験資格を有することを証明する書面

2 写真 (出願前1年以内に無帽で正面から上半身を撮影した、様式)

縦5.0センチメートル、横4.0センチメートルのもので、その裏

面に氏名を記入したもの)

様式録印表中「殿」や「様」を「様」に改め、「□□□□」を削り、「生年月日 年

月 日生」を「生年月日 年 月 日生」に改める。
(職 務 係)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十三号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第四号の二を第四号とする。

第四条第二項第一号中「三千七百五十円」を「三千七百八十円」に改め、同項第二号及び同条第三項中「三千三百六十円」を「三千三百九十円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県訓練手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)第四条第二項及び第三項の規定は、平成八年四月一日から適用する。

3 この規則による改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて平成八年四月一日以降の分として支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十四号

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則(昭和六十二年九月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「一万八千五百円」を「一万九千円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則

第七十号)の一部を次のように改正する。

別表宝木団地の項中

宝木団地		宝木団地	
第二種県 営住宅	第二種県 営住宅	第二種県 営住宅	第二種県 営住宅
一 号 から 一 〇 号 ま だ の 住 宅	一 号 か ら 一 四 号 ま だ の 住 宅	一 〇	一 〇
一 〇	二 〇、 〇 〇 〇 円	四、 八 〇 〇 円	

に

を

改める。

附 則

この規則は、平成八年八月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】